

フランスにおける芸術教育の展開に関する考察

— その教育政策と文化政策の関係の変遷に着目して —

小笠原 文

(2018年10月4日受理)

Une étude sur l'évolution de l'éducation artistique en France:
la relation entre la politique de l'éducation artistique et la politique de la Culture

Fumi Ogasawara

Résumé: L'éducation artistique en France se situe aujourd'hui au centre de l'éducation scolaire après avoir eu une longue période comme matière périphérique. En considérant que l'éducation artistique fut longtemps pour les français un programme d'avenir, elle a enfin conduit à l'élaboration d'un programme « PEAC » (Parcours d'Éducation Artistique et Culturelle) progressif, soutenu et continu de l'école maternelle jusqu'au baccalauréat. Cet article met l'accent sur l'approche en France de « l'éducation à travers les arts », en suivant l'évolution de l'éducation artistique comme une possibilité de façon d'être. En présentant ce concept de « l'éducation artistique considérée comme fondation de l'enseignement scolaire », on s'attend à un approfondissement du débat sur l'éducation artistique au Japon.

Mot-clés: France, Éducation artistique, Éducation artistique et culturelle,
Expérience esthétique, Artiste intervenant en milieu scolaire (AIMS)
キーワード: フランス, 芸術教育, 芸術文化教育, 美的経験, 学校参与アーティスト

はじめに

わが国の学校教育における芸術教育は、他教科の周辺的・付随的なものとして扱われる傾向にある。一方で、フランスにおいては A.ケルラン (Alain Kerlan, 2013) が「芸術の力で教育を再生するという希望が広がっている」と指摘するように、芸術教育が学校教育の中で期待される中心的存在として捉えられている動向がうかがえる。わが国に比べて少ない授業時数¹でありながら、学校教育のなかで期待される中心的存在として捉えられているフランスの芸術教育政策とその理念に注目したい。

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員: 坂越正樹 (主任指導教員), 丸山恭司,
七木田敦

フランスの学校教育における芸術教育は次のような制度上の斬新さを有している。まず、プロフェッショナル・アーティストが芸術教育に関わることを必須条件としていることが挙げられる。保育学校²、小学校においてさえも担任あるいは専科の教員による授業ではなく、参与アーティストや学校内に配置されたレジデンス・アーティストによって授業が行われているのである。また、アート空間やアーティストの手法を学外においても享受可能とする教育システムを構築して学外と学校教育との連続性を確立していること、さらには保育学校から高等学校まで一貫した継続プログラムを構築していることである。このように、フランスの芸術教育の手堅い政策は着目に値する。

ここで改めて確認されるべきは芸術教育のありかた、すなわち、芸術を目的とする教育なのか、芸術を手段とする教育なのか、という点である。一般的に芸術教育という呼称で、二つの全く異なった教育が言及

される。一つ目は「芸術を教育する」というもので、芸術家やクリエイター養成を目的とする「芸術のための教育」である。多くの場合、それは芸術系大学や専門学校の教育課程、さらには、そうした教育機関内外の師弟関係の中で行われている教育である。二つ目は幼稚園を含む学校教育において実践される「芸術を通して教育する」というもので、芸術的な感性や豊かな情操といった人間形成を目的とする教育である。いわば「芸術による教育」であり、教育としてはその方法と内容の質と妥当性が問われることになる。

実際フランスにおいては1980年代以降、この「芸術による教育」のあり方を模索するなかで、「芸術による教育」が安易に芸術を「手段としての芸術」に陥れてしまわないように注意が向けられてきた³。そして、芸術の自律性こそが教育力であるという信念が、芸術教育にはプロのアーティストの関与が必要であるとのこだわりとなり、同時に芸術の自律性への重視は「芸術への教育」という標語を掲げるに至った。「芸術への教育」とは、いわば「芸術そのものが目的」となった教育であるが、ここで言う「芸術」の概念はきわめて広義であることに留意しなくてはならない。具体的な芸術的知識から、「美的なもの」という抽象概念にまで及んでいるのである。こうしてフランスの芸術教育政策は、「芸術による教育」と「芸術への教育」とを同時にバランスよく行い、芸術的教養を備えた未来の国民を育てるという「野望」を抱くものとなったのである。この動向の萌芽はすでに60年代末に見出すことができ、爾来、70年代から90年代を通してフランスにおける芸術教育の施策は、執念とも思える地道さで試行錯誤を積み上げてきた。そして、2013年、それらが結実し、完成形として制度化されたのであった。

本稿は、フランスの芸術教育が採用する「芸術による教育」という側面に注目するものである。その視点からフランスの芸術教育政策の展開を追うことを通して、芸術教育のひとつのあり方を明示する。学校教育の中心という位置を獲得したフランスの斬新的な芸術教育の成立経緯と具体的内容を明らかにすることによって、その政策と理念の関係を吟味し、わが国における芸術教育に関する議論の深化に資することを目指す。

1. 先行研究の検討

フランスにおける教育に関する研究はわが国においても数多くなされているが、芸術教育に範囲を狭めるとその数は限られる。芸術教育の法的基盤に関しては、永島の「1988年の芸術教育に関する法律」（芸術教育

法）⁴の考察（2004）が挙げられる。条文を読み解くことでフランスの芸術教育の基本理念とその意義を解明している。また、芸術教育の動向に関して、吉澤（2004, 2015）はフランスの学校音楽教育史研究の一環として、さらに現代フランスの初等音楽教育制度および教育の現状を理解する上での重要な制度として、学外音楽指導者⁵承認制度に焦点をあてた研究を行っている。永島（2005）も学校参与音楽家養成制度について詳細な調査を行っている。一方で、それらは1989年の芸術教育法を単独で扱うものであったり、芸術教育制度の特徴の一つである学校参与アーティストの特に音楽分野に焦点をあてた研究であるために、フランスの芸術教育の展開という視点では、部分的なものに留まっている。

また、フランスの芸術教育の展開と密接な関わりを持つ文化政策に関しては、特に演劇、オペラなどの舞台芸術に関係した公共政策の形成と展開、その成果と限界を分析する藤井（慎）（2007）の研究が挙げられる。藤井（慎）は、芸術の民主化としての文化政策の過程について「芸術と文化という二つの概念を同質のものとして見ることを可能にする転機」と表現し、フランスにおける「芸術」と「文化」の関係について考察する。しかし、文化政策の展開の中での舞台芸術の進展に着目しているため、文化政策と教育の関係にはあまり触れられていない。

本稿では1988年の芸術教育法に至るまでの経緯、およびそれ以降の理念の深化と実践の展開について、主にフランスの行政文書とそれに関するフランス語の文献を用いて、芸術教育政策と文化の民主化政策との関係性の変遷を軸にしながら考察をする。その上で、現代フランスの芸術教育の特質を解明することを試みる。

2. 教育の民主化の過程における芸術教育の位置

2-1. 義務教育の始まりから文化省の設立まで

フランスの義務教育の始まりは「学校教育の父」と呼ばれ、現在でも500以上の小学校にその名を冠するジュール・フェリー（Jules Ferry）が手がけた教育に関する一連の法律の中に見ることができる。弁護士から政治家へと転身したフェリーは、第三共和政下で首相（1880-81年, 1883-85年：芸術大臣兼務）と教育大臣（1880-81年, 1882年）を務めた。フランスは革命以降、教育の民主化を進めたが、その中で初等教育の「義務化・無償化・無宗教化」を確立し、女子教育の

拡充に力を注いだ人物がフェリーであった。このフェリー教育大臣の下で、芸術に関連する分野が小学校の正規の学習プログラムに初めて登場することになるが、それは「デッサン・粘土造形・初歩音楽」の名称で、プログラムの最下位の「お裁縫（女子のみ）」のさらに下に辛うじて取り入れられた程度のものであった。フェリー法の成立は1881年から1882年にかけてであったが、それから実に約80年間、フランスの学校教育における芸術教育に変化が訪れることはなかった。

学校教育の辺境にあり続けると思われた芸術教育に変化の可能性をもたらしたのは、第五共和政の誕生であった。第五共和国初代大統領シャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）は、それまで国民教育省に帰属していた芸術・人文総局、建築局、公文書館局を作家アンドレ・マルロー（André Malraux）に託し、1959年に文化省が創設された。1960年から1969年まで文化担当国務大臣を務めたマルローの文化政策は、芸術家の創造活動の支援とすべての国民が等しくフランスの芸術文化にアクセスできること、つまり「文化の民主化」であった。一方で芸術に造詣の深いマルローにとっての「文化」とは、歴史的な文化遺産であり洗練された高尚な芸術作品であり、その他のものではあり得なかった。この文化政策のもと、地方における文化普及のために「文化館」が建造されるが、マルローのエリート主義的な芸術概念のため、「文化館」が民主化の機能を果たすことはなかった。マルローは学校教育におけるこれまでの週2時間の音楽とデッサンに対してさえ否定的であり、これらは必ずしも保障される時間ではなかった。教育省から独立したばかりの文化省に教育省との連携という選択肢は論外であった。こうして1968年まで学校教育における芸術の授業は週2時間の音楽とデッサンが細々と続けられることになる。

マルローは国民に芸術文化を開き、芸術家による質の高い芸術作品の創造を擁護した。一方で、彼は芸術文化（芸術作品および芸術家）と民衆を繋ぐ手段として教育にはその可能性を求めなかったのである。しかし、マルローが着手した文化の民主化政策は、結果的に、「学校教育」の力を必要とすることになる。国家的経済計画である第5次計画⁶（1966-1970）において、「社会発展の一要因は文化発展にあり、その優先事項のひとつが文化へのアクセスの不平等を解消すること」の確認とともに、「文化を普及させるための最も民主的なベクトルは学校である」と、初めて学校における芸術教育の必要性が書き込まれるに至る。こうして芸術教育は、文化の民主化の政策手段として、「すべての人が文化遺産的な芸術と文化にアクセスできること」を目的としてようやく始動したのであった。

2-2. 芸術教育のターニング・ポイント

—「新しい学校のために」(1968年)—

1968年3月、教育者、知識人、活動家等からなる研究会⁷は教育改革を求め全国シンポジウム「新しい学校のために」⁸を開催した。1968年といえば、世界中が社会・政治批判の波に飲み込まれた年であった。既存価値への不満や疑問は、教育そのものへも矛先をむけた。そのような社会風潮の中で、学校教育のあり方にも変革が要求されることになる。教育の目的性は共同生活への準備であり、自ら生きる作法を見いだすことである。そのためには、知育偏重の権威主義的で厳格な学習指導の重圧や学校教育全体にみられる疲弊感を教育学的に改善すべきであるというものである。新しい教育の土台となるのは文化、芸術教育および現代世界の理解である。それらを一般教育に組み入れるべきであり、小学校から芸術教育を行うことやアーティストとの触れ合いの重要性が、ここで初めて指摘されるに至る。芸術教育の必要性とその実施のための教師養成および教育研究に向けて一石を投じたこのシンポジウムは、芸術教育のターニング・ポイントとなった。

翌69年には「三区分教育」⁹が制定される。具体的には、小学校と幼稚園におけるカリキュラムの改定であり、従来の教科を羅列したカリキュラムを廃止して、教育内容に応じて3領域に振り分け、週4.5日¹⁰、合計27時間の授業時間を3区分に配分して扱うというものである。3区分とは、(1)基礎的教科（フランス語、算数）15時間、(2)想像力や観察力を養うことを目的とした「覚醒の教科（知的領域と美的領域）」（歴史、地理、理科、音楽、図工）6時間、(3)体育6時間である。これは各教科固有の内容を細切れに課すフェリー以来の伝統的な知識注入型の教育を改め、生活に密着した幼児・児童の活動を中心とする画期的な改革であった。同時に、初めて子どもの芸術的な目覚め（感覚、想像力）が重視されたカリキュラムであり、その後のフランスの初等・中等教育における教科をまたいで行われる横断的授業の始まりとなる。

2-3. 「文化の芸術」と「教育の芸術」がクロスする試行錯誤の1970年代

ジョルジュ・ボンピドゥー大統領（Georges Pompidou, 1970-74年）のもとで文化大臣をつとめたジャック・デュアメル（Jacques Duhamel, 1971-72年）は文化の社会的役割の重要性を察知した人物であった。彼は文化省と国民教育省、また国家と地方自治体のコラボレーションの必要性を認識し、その促進力となる「文化関与（FIC）基金」¹¹を創設した。その事

業の一環として、1971年には、文化省管轄下にある美術館などの公共文化施設に音楽と造形芸術の教育指導員が配置されることになった。学校の教員は教育指導員のサポートを得て、文化施設の教育サービスを自らの授業のために自由に活用できるようになった。その結果、当初戸惑いがちだった「三区画教育」も次第に展開していった。70年代ではFIC基金の四分の一が学校の芸術文化活動支援に充てられている。

しかし、芸術教育の施策にあたり国民教育省と文化的取り組みを担う文化省との路線の噛み合いは容易ではなかった。教育省は試行錯誤を重ね、1973年には授業時間の10%を児童・生徒と教師が選んだ教育活動に充てられるという「10%教育」¹²を始めている。そして、1975年には教育基本法（通称アビ法）¹³が制定され、小学校、中学校教育における芸術と創造性の教育、また知的、芸術的、手作業的、身体的、スポーツ的教科間のバランスがことさら強調された。1978年には教育省は舵を「文化省」に向けて切り、文化省をはじめ文化省管轄のすべての機関、団体、協会などとパートナー関係を樹立することを使命とする会¹⁴を立ち上げた。これは文化的活動を芸術教育に取り込むという方針によるものであったが、学校教育における芸術教科は依然としてデッサン、造形、音楽の域を出ることはなかった。

3. 文化概念と芸術教育の刷新 —芸術文化教育へ— 1980年から1990年代

3-1. 文化政策と教育政策の連携プログラム

1981年に社会党のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) が大統領に選出された結果、フランスの文化政策は大きく前進することになる。歴史的建造物や美術館の数、著名なコンサートやオペラ、ダンスが上演可能なホールの数など、その文化的資源は世界的にみても豊富で、フランスは自他ともに認める文化大国であるが、この「芸術文化大国」であろうという国政レベルの決意はミッテラン政権下に確立されたものである。ミッテランは選挙公約通りに文化予算を2倍に増やし、その後も増え続けた文化予算は現在、国家予算の1%近くを占める。現在のフランスの文化政策の大枠は2期14年にわたるミッテラン政権下（1981-1995）に形成されるわけであるが、その主導的立場にあったのがジャック・ラング (Jack Lang) であった。法学者にして演劇人の文化大臣ラングは、きわめて広義な「文化」概念を持っていた。彼にとっては伝統的な高級芸術のみが芸術ではなく、大衆文化に属する

民衆的な演劇、映画、ダンス、サーカス、人形劇等々も芸術の範疇にあった。したがって彼は、文化を民主化するにはこうした大衆的な文化を支援することであり、学校教育にも取り入れるべきであると考えていた。ラングは文化のあまりにも抽象的、歴史的概念に具体的、現実的な事実を取り込み、文化政策と教育政策にメスを入れたのであった。

1983年の文化大臣ラングと国民教育大臣アラン・サヴァリ (Alain Savary) との「協定書」¹⁵は、両省間の政策連携を見直し、協力関係を確立する初めてのものであった。この中では、教育プロジェクトと文化プロジェクトの間で統一した共通の教育計画を策定、指導教科の増加、教師と学校教育に関わるプロのアーティストたちの共同訓練プログラムやさまざまな創作あるいは芸術的な「目覚め活動」への発展が明示されていた。そしてついに文化省との共同政策による芸術教育として、「文化遺産教室」¹⁶、造形芸術の「アルカンシエル (虹) 教室」¹⁷が実施されるに至った。これらの実験的な試みは1985年には創造と文化のあらゆる領域に開かれた「文化の教室」¹⁸として全国で実施されるようになり、そのための様々な分野での芸術実践のアトリエ配備も進み、造形や音楽はもとより、演劇やダンスなどの多様な分野のアーティストが教育に関わるようになった。

そして、前述した1988年の「芸術教育法」において芸術教育に関する規定を体系化した。プロの多様なアーティストや専門家（芸術表現、芸術の歴史、あるいは文化遺産の保護の分野で専門的能力を証明できる者）が学校内で学校教育に関わることにに関して、「学校は門を開くように」と奨励するに至るのである。このような経緯で、「アートが学校に入り」、「プロのアーティストが学校に入る」ことになる。さらにアートは一般教科とも関わりをもつ横断的な授業としても取り入れられるようになった。学校の中で芸術教育の一端を担うことになったプロのアーティストたちは、その後「学校参与アーティスト、AIMS (Artiste Intervenant en Milieu Scolaire)」という呼称となって、学校教育の中でますます期待される存在となっていく。

その後、高等学校と大学においても選択的芸術教育のシステムが確立され、1998年の通達¹⁹においては「保育学校から大学までの芸術教育」というタイトルのもと、就学期間中継続して美的教育を重要課題とすること、文化の民主化のために公的教育機関の基本的使命を果たすことが明記されることになる。

3-2. 芸術文化政策の根幹

—教育大臣 J. ラングの声明—

5年間(1981-86)の文化大臣ののち、国民教育大臣(1988-93, 2000-02)となったジャック・ラングは、2000年12月芸術文化教育の政策方針についての記者会見²⁰を行った。このスピーチには、1983年、初めて文化省と国民教育省が政策連携において協定書を交わして以来、やっと結実した芸術文化教育政策を支えている哲学と信念、決意とがうかがえる。

「子どもの調和的な開花には、合理的知性と感覚的知性との調和的、補完的な発達が不可欠」であり、学校教育の目標とすべきは、「人間存在の総体 (la totalité de l'être humain)」を考慮することである。しかし現代の過度の合理性は、その目標を見失って知識の断片化と技術化を招き、芸術教育はその枠外におかれている。芸術を小休止的な、他の教科科目のあとで実施するような科目、あるいはより基本的な知識で犠牲にされる科目などを見なすべきではなく、むしろ教育システムでの中心的存在であるとラングは述べる。さらに、感受性の目覚めは、他の知的な科目にとっても切り札となるものであり、芸術の実践は不慣れな状況に独創的な方法で対処できる柔軟な思考を発達させ、聞き方、見方、自己との関わり方、他人との関わり方を変え、個人に自信を与えることができる。芸術の根源的な力にはモチベーションの欠如、倦怠感、空虚感の解毒効力もあるのであり、すべての児童・生徒が芸術実践の場を与えられるようにすべきである。また、集団的な文化活動は共同生活を学ぶ切り札であり、「ひとりの力」「ひとりの利益」の法則とは異なる「喜び」と「共有」の法則を学ぶ場であるという。つまり、芸術文化教育は子どもたちに自分の身体を構成し、精神を育み、責任感を強くもつことのできる感受性の文法を授けるとしている。そしてこの芸術文化教育こそが、現代の世界にみられる「利潤追求帝国」によってばらまかれたイメージを受動的に受け入れることに対して知的なカウンターウェイト(抑止力)になるものであり、経済的・文化的な世界化による均一化の脅威に抵抗することができるというラングは確信する。フランスの文化教育のグラン・プロジェ(大きな構想)は今日の世界にみられる文化の画一化の脅威に応酬するものなのであり、止まるところを知らない世界均一化の波に抵抗する「文化的例外」²¹と同様に「教育的例外」も死守しなくてはならないと断言することがラングの記者会見の結語であり、信念である。

ラングの記者会見にはフランスが死守してきた文化的アイデンティティとともに、教育においてもその意気込みがうかがえる。すべての人が美的経験を

享受できること、そのためには幼児期から芸術教育を導入すること、アートは学習の中核になるものであること。それらの確実な実現に向けての記者会見において、学校における芸術文化の推進のための「5カ年計画2000」²²が掲げられた。その目標としては、つぎの2点があげられる。1. 芸術作品、実践へのアクセスへの不平等の解消により芸術文化に開かれ、より教養ある新しい世代の若者を育成すること。2. 知識や世界への理性的なアプローチのみならず、子どもや青年の調和的な開花による感性的かつ創造的知性の育成のために、学校は生徒が芸術や文化と個人的関係が持てるようにすること。かくして2001年に「芸術・文化プロジェクト教室 = PAC」が導入され、2015年以降は「芸術文化教育パルクール = PEAC」が開始されることになった。

4. 芸術教育政策の具体化

4-1. 芸術文化プロジェクトによる授業《PAC》2001年

PACとは、意欲ある教員がアーティストあるいはキュレーターや研究者などの協力を得ながら、年間スケジュールとして組み込む授業、「芸術文化プロジェクトによる教室」(classes à Projet Artistique et Culturelle)²³の略語である。扱う内容は音楽、造形芸術、写真、演劇、文学、詩、建築、文化遺産、デザイン、ダンス、映画など多岐にわたり、2001年度から保育学校、小学校、中学校、職業高校において開始された。プロとの出会いによって刺激的な時間を期待し、クラスの全児童・生徒を対象に芸術文化経験をさせる授業であり、年間8時間から15時間をPACに充てることのできる。PACはまた、知識領域との架け橋をなすものでもあり、他教科をも含めた年間の学習計画のもとに教員はプロジェクト分野の選択やアーティストとの協議をする。重要なのは「アーティストは教育者であってはならず、すぐに手にできる作品を提案すべきではない」とし、実践の過程を重視し、子どもの自主性を尊重する姿勢である。

一方で、2000年に本格的に導入されたOECDのPISA調査の結果から視座を得た新たな教育基本法「学校の未来のための基本計画法」(通称フィヨン法)²⁴が2005年制定され、「共通基礎知識・技能」²⁵制度が2006年に導入された。それに伴い2008年に各教科の目標と内容を示す学習指導要領と各教科の授業時数の改定²⁶がなされた。

この2008年の改定によって、音楽と視覚芸術を含めた教科領域「芸術」は、「芸術実践および芸術の歴史」に改名された。この改正された教科名こそ、フランス

芸術教育の二つ大きな特徴を言い当てている。第一に、「芸術の歴史」が小学校1年生から義務化されたことである。当初、この「芸術の歴史」の義務化は知育偏重、学力重視ではないかと物議をかました。しかし、同時に「芸術実践」も教科名に明記されている。つまり、改正教科名は、芸術実践と「芸術の歴史」とを同等に行うという確固たる方向性を明示しているのである。「芸術の歴史」の義務化は「子ども達に多彩な芸術文化、文明及び宗教との出会いを経験させることで美的嗜好の多様性を認識させ、寛容な精神を育むこと」が掲げられ、「作品の理解に不可欠な歴史のおよび方法論的指標の習得であり、作品との直接的な関わりが必要である」²⁷としている。芸術作品を前にして、誰もが無条件に感動するということはありません。感性や創造性にとって体系的な知識は不可欠であるということである。芸術の歴史が「芸術への教育」の一環として取り入れられたことは大きな特徴である。ここで注意すべきは、「芸術史 l'histoire de l'art」ではなく、「芸術（複数）の歴史 l'histoire des arts」であると言う表記に教養教育であることが含意されているのである。

第二に教科名「芸術実践」の明記は、芸術実践をこれまで以上に充実させていくという表明である。そのために整備されたのが「芸術実践展開のための3つの軸」といわれるものである。一つ目は、16時以降に実施されている児童・生徒の放課後補習指導²⁸の一環として、「芸術アトリエ」を推進する。二つ目は通常の授業時間を調整して芸術活動に充てる「時間調整クラス」²⁹を増やしその充実を計る。美術学校、演劇学校などとの提携により以後5年間で現在の200クラスから800クラスに増加し、すべての児童・生徒に対して、ハイレベルの芸術活動に参加する機会を提供するとしている。モチベーションのある児童・生徒には平等の機会が与えられるべきであり、特に優先教育地区(ZEP)³⁰ではより多くその機会が与えられるよう整備するとしている。三つ目は、地方公共団体が管轄する地区の音楽、舞踊、演劇学校において専門的な教育分野を広げ提供していくものとする。これら学校内外に設置された3つの軸は、プロのアーティストが関わることにより「芸術による教育」の真価を期待できるとしている。

芸術文化教育は、文化芸術施設の事業計画に教育活動を組み込むことである。教育機関は教育計画の中に文化施設と連携した文化政策を導入して広範で質の高い芸術文化教育が可能となり、その結果、学校教育は文化政策の中心軸のひとつとなることが射程に入った。こうして、これらの施策は満を持して2013年にPEACという形で結実し、制度化されることになる。

4-2. 芸術文化教育パルクール《PEAC》2013年

PEACとは就学期間中、保育学校から高等学校まで「全ての幼児・児童・生徒が芸術に公平なアクセスを」という大志が結実した「芸術文化教育パルクール」(Parcours d'Education Artistique et Culturelle)の略語である。就学期にある子ども全てが、自分の個人的な芸術教養の長期的習得プランをもち、高等学校終了時まで定められた内容を網羅しながら芸術教養の個人的経歴を充実あるものにするというものである。1975年(アビ法)、1989年(ジョスパン法)、2005年(フィヨン法)につぐ4度目の改正となる2013年の「共和国の学校再建のための教育基本計画法」³¹(通称ペイヨン法)で制定され、2015年7月の省令で義務化された。芸術文化教育が「パルクール」という持続的であり、柔軟にして強固な制度として策定を可能にしたものとして、2013年のペイヨン法で改革された他の三つの項目との緊密な関わりに着目したい。

まず、ひとつ目は2006年に導入された「共通基礎知識・技能」³²の領域、内容が見直され、「教養」の項目が加えられ「共通基礎知識・技能・教養」³³となったことである。共通基礎と学習指導要領の関係について、2013年フィヨン法で修正された条文(7条、24条)より、細尾(2014)は「義務教育の目標は、共通基礎の獲得であり、学習指導要領は共通基礎の内容と習得方法を具体的に示すもの」であると簡潔に読み解く。新たな共通基礎に加えられた項目の教養とはPEACによる芸術的教養である。このことはカリキュラム上、芸術文化教育が学校教育の基盤におかれたことを示す。

次に、学校の時間編成の改定により課外活動枠の芸術文化活動が容易になったことである。2008年に定められていた週4日制を、子どもの一日の負担が大きいためとしてペイヨン法に基づき、週4.5日制に改定³⁴した。つまり、週時間は同じく24時間であるが土曜日の半日を追加することで、個人的に使える放課後の時間が確保できる。このパルクールは前述の通り、学校の「芸術教科」の授業³⁵を基点とするものではあるが、課外活動、学外活動に連続性をもたせ児童・生徒の育成にあたるというものであり、この修学リズムの改定は、学校教育と課外活動および学外活動との機能的なつながりにきわめて有効なのである。行政的には地方自治体、文化事業者、教育チームなどが芸術文化教育のパートナーシップとなり、いわばPEACが芸術的教養に特化したセカンドスクールのような存在になるべく同年、「地域教育計画」³⁶を策定し、活動の充実と円滑化を計っている。

さらに、2013年教育基本計画法がPEACにとって

極めて意義深い改革といえるのは、2歳児の修学開始を推奨³⁷するとともに、全体的に学習期³⁸が見直されたことである。学習期改編の最大の注目点は、保育学校のあり方が問われたことにある。従来、保育学校年長組と小学校1、2年生とが第2学習期として一括されていたが、これは「保育学校の小学校化現象」（赤星，2017）として懸念されていた。この現象に歯止めをかけ、「子どもの本能的、感覚的能力は芸術の経験によって育まれる」³⁹貴重な幼年期において本来の教育を実現するため、保育学校を単独の学習期とした。義務教育ではないが、3歳児の97.6%が就学する保育学校は、義務教育の線上で捉えられている。「学校再建」をかけて学校教育の中軸として制度化されたPEACにとって、保育学校は涵養すべきその第一歩なのである。

ちなみに保育学校の未就学2.4%の子どもに対して幼児期からの教育格差は受け入れ難いとして、マクロン大統領（Emmanuel Macron）は、2019年の新年度から義務教育開始年齢を3歳に引き下げることを保育学校教育協議集会⁴⁰での演説において明言した。目下、その改革案が進められている。

芸術的教養への出会いは将来の個人的な偶然性に期待すべきものではなく、芸術と文化へのアクセスの不平等の解消は学校以外にはない。それは、2000年の「5カ年計画」におけるラングの信念の一つであった。そして学校における芸術の促進のため、2005年にあらたに芸術文化教育高等審議会⁴¹が設立され、2013年のPEACの実現にいたるのである。さらに芸術文化教育は、2017年、文化・通信省と家族・幼児・女性権利省との協定⁴²により、0歳からの芸術的・文化的な目覚めに活動分野を拡大した。これら芸術文化教育の遂行にあたり、前年にはあらたに国の教育行政区画として従来の30の大学区⁴³の上位にあたる17の「地域圏教育区」⁴⁴が導入されている。このようにあらゆる側面から整備され展開されてきたフランスの芸術文化教育は、まさに国の重要な国家推進政策として進められてきた。

おわりに

教育大臣としてフランス公教育の基礎を築き、首相と兼任して芸術大臣を務めたフェリーも、また、芸術に造詣の深い文化大臣マルローも、「芸術教育」には一顧だにしなかった。それは歴史的にフランスにおける芸術の文化的地位が極めて高く、芸術作品は保存維持され、伝承され、学術研究の対象にこそなれ、「教育の手段」としては捉えられない歴史を引きずって

たからである。さらに教育における芸術への不信はプラトン以来、西洋の文化と教育史を通して強固に根付いていた。幻想や幻影という虚構世界の芸術とそれを創り出す芸術家を非難する一方で、真実への道を示す美に対して極端に高い評価をするプラトン思想と、芸術そのものが優れて美の領域にあると芸術や芸術家に高い価値を与えるロマン主義の芸術思想とが相まったところに教育における芸術観が築かれていた。一方、これとは異なる伝統も存在していた。教育における芸術の不道徳性を一変させ、芸術こそが人間を人間として教育するとし、芸術のもつ教育的な潜在力を超越論的考察と経験的考察との両面から論究したのは、フリードリヒ・フォン・シラー（Friedrich von Schiller, 1774-1805）の書簡『人間の美的教育について』⁴⁵であった。「美的教養論」⁴⁶というにふさわしいシラーのこの書簡は民主化を求める革命後のフランスに大きな影響を与え続けていた。

シラー書簡のアクチュアリティは2世紀たった現在もなにもひとつ失われていない。事実、2000年のラングの記者会見、「子どもの調和的な開花には、合理的知性と感覚的知性との調和的、補完的な発達が不可欠」であり、「学校教育の目標とすべきは、人間存在の総体」を考慮すべきであるという言説は、まさにシラーの美的教育による理性と感性の調和融合の思想である。それが70年代以降、フランスの芸術教育の施策構想を根底で支えてきたのである。個人的な手法と自分の芸術世界をもつプロのアーティストが芸術教育に関わることへのこだわりが強く、学校参与アーティストの立場を整備し確立した⁴⁷こともフランスの芸術教育の大きな特徴である。そしていまや、0歳から大学生まで芸術文化を享受できる体制を構築した。芸術的教養を備えた未来の国民を育てるという、時として揶揄されてきた大それた「野望」が「希望」になっている。

これらの施策の成功裏には文化の民主化を進める文化省と教育的な潜在力を芸術にもとめる国民教育省との強力な連携体制の機能的な組織の構築がある。フランスの芸術教育が「芸術文化教育」（Éducation artistique et culturelle）、通称“EAC”と言われるのは、参与アーティスト制度や「PAC（芸術文化プロジェクト教室）」をはじめ、両省の共同プログラムなくして実現できないからである。この組織の構築に30年以上をかけたフランスであるが、先進的文化国家を自任し、文化の民主化と教育の民主化とが一体となり、個々人の芸術的教養こそが国の文化をなすものであるというフランスの「国としての文化」をうかがい知ることができる。

60年代末から変化と改革を試みたフランスの芸術教

育は芸術文化教育として2013年に一つのモデルにたどり着いた。それが前述の「PEAC（芸術文化教育バルクール）」であり、保育学校から高等学校までの就学期間中、美的経験を通して、個々人が芸術的教養を継続的に積み重ねていくことができるようにするというものである。その根底にあるのは、「各人を作品生産者のアーティストにすることではなく、全ての子どもが人間性の成就に関わる本質的な領域を培うこと」（Kerlan, 2015）であることがわかる。また、芸術自体が持つ教育力、つまり、子どもを美的経験へ導き、人間性の本質的な領域を培う力に信頼をよせ、その自律性を担保する。フランスの芸術教育を主導するのは芸術自体であり、それは「教育する芸術」といえよう。ここに芸術と教育の新たな関係性を見ることができ、そのあり方を模索するわが国における芸術教育へ多くの示唆を与えるのである。

【脚注】

- 1 日本の小学校の音楽と図画工作それぞれの授業時数は週あたり1・2年生が2時間（25）、3・4年生が1.7時間（26/27）、5・6年生が1.4時間（28）。フランスにおいては音楽と美術がひとつの芸術教科として扱われ、週の授業時数は小学校全学年で2時間（24）（括弧内の数は週の総時間数）
- 2 École maternelle：日本の幼稚園に相当する。École maternelleはÉcole élémentaire（小学校）とともにEcole primaire（初等学校）という位置付けなので、本稿ではその訳語として「保育学校」を用いる。
- 3 Kerlan Alain, 2013, *A la source éducative de l'art*, Staps, No102, pp.17-30
- 4 Loi n° 88-20 du 6 janvier 1988 relative aux enseignements artistiques
- 5 Musiciens Intervenants en milieu scolaire
永島は「学校参与音楽家」、吉澤は「学外音楽指導者」の訳語を用いている。
- 6 戦後1946から始められた国家的経済計画であり、「文化館」（maison de la culture）の建造は第4次計画（1962-1965）によるものであった。
- 7 「学術研究発展のための研究会（AEERS）」Association d'étude pour l'expansion de la recherche scientifique
- 8 全国シンポジウム「新しい学校のために—教師の養成と教育研究」Colloque national d'Amiens “Pour une école nouvelle : formation des maîtres et recherche en éducation”, 1968
- 9 Arrêté du 7 août 1969
- 10 木曜日全日と土曜日の午後は休み

- 11 Fonds d'intervention culturelle：文化省と国民教育省、また国家と地方自治体のコラボレーション促進のための基金
- 12 10% pédagogique 導入に応じて他の分野を削減。
- 13 Loi n° 75-620 du 11 juillet relative à l'éducation, 当時の教育大臣ルネ・アビ（René Haby）によるもの。
- 14 Mission d'action culturelle en milieu scolaire
- 15 Le protocole d'accord du 25 avril 1983
- 16 Classes du patrimoine, 1982
- 17 Classes “arc-en-ciel”, 1984
- 18 Classes culturelles, 1985
- 19 Circulaire n° 98-153 du 22 juillet 1998
- 20 Conférence de presse du 14 décembre 2000
- 21 「文化的例外」とは、「文化は単なる商品ではないのだから、経済分野においても国家の保護を認めるなど、例外的な扱いをするべき」と考える立場を指す。
- 22 Plan à 5 ans 2000
- 23 Circulaire n° 2001-104 du 14 juin 2001
- 24 La loi d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école
- 25 Socle commun de connaissances et de compétences
- 26 Arrêté du 9 juin 2008 fixant les horaires des écoles maternelles et élémentaires
- 27 Circulaire no2008-059du29-4-2008
- 28 accompagnement éducatif
- 29 Classes à horaires aménagés
- 30 優先教育地区 ZEP（Zone d'éducation prioritaire：地域や家庭の社会的・経済的・文化的諸事情から学業不振の生徒が多い地区を特に指定して、教員加配や教員への特別手当などを行う政策。2014年からは ZEP は用いられなくなり、REP（Réseau d'éducation prioritaire）が用いられている。
- 31 Loi no2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et programmation pour la refondation de l'école de la République
- 32 Socle commun de connaissances et de compétences
- 33 Socle commun de connaissances, de compétences et de culture
- 34 Arrêté du 9 novembre 2015
- 35 2015年11月9日の省令により再び単独教科の週2時間となった。
- 36 PEDT：projet éducatif territorial
- 37 特に移民の多い教育困難地区において奨励された。
- 38 les cycles des apprentissages
- 39 Vade Mecum ARTS & CULTURE Les principaux éléments pour les enseignements artistiques & cultures 2016-2017

- ⁴⁰ 保育学校教育協議集会: Assises de l'école maternelle, 2018年3月27日の演説にて。
- ⁴¹ Haut Conseil de l'éducation artistique et culturelle, 2005
- ⁴² Protocole d'accord pour l'éveil artistique et culturel du jeune enfant du 20 mars 2017
- ⁴³ 大学区: académie
- ⁴⁴ 地域圏教育区: région académique
- ⁴⁵ Über die ästhetische Erziehung des Menschen. In einer Reihe von Briefen (1793-1795)
- ⁴⁶ 清水清訳の同書の邦題である。玉川大学出版部「世界教育宝典」, 1952年
- ⁴⁷ 2000年に始まったアーティスト・イン・レジデンス(学校の敷地内にアトリエが与えられ、教育に関わりながら自身の創作活動を行うアーティスト)も制度として定着。そのアーティスト養成コースも修士課程として本格化していることも特筆すべき事項である。

【引用参考文献】

- 赤星まゆみ, 2015, 「フランス共和国—公教育を軸に幼児期の育ちを支える」, 泉千勢(編), 『なぜ世界の幼児教育・保育を学ぶのか—子どもの豊かな育ちを保障するために—』, ミネルヴァ書房 pp.159-237
- 小笠原文, 2015, 「フランスの美的教育がめざすもの—フランス美的教育の現在—」, 『広島文化学園大学芸学部紀要』, 5, pp.23-27
- グレフ・グザヴィエ / (訳) 垣内恵美子, 2007, 『フランスの文化政策—芸術作品の創造と文化的実践—』水曜社
- 永島茜, 2004, 「フランスにおける芸術教育の法的基盤に関する研究—1988年芸術教育法を中心として—」, 『フランス教育学会紀要』, 16, pp.35-48
- 永島茜, 2005 「フランスにおける『学校参与音楽家』—音楽普及の面からの位置付け—」, 『音楽文化の創造』, 36, pp.70-72
- 藤井慎太郎, 2007, 「芸術, 文化, 民主主義—文化的平等とフランスの舞台芸術政策—」, 『演劇研究センター紀要Ⅷ 早稲田大学21世紀 COE プログラム〈演劇の総合的研究と演劇学の確立〉』, 8, pp.271-286
- 藤井穂高, 2014, 「フランスの教育高等審議会報告書『共通基礎 (socle commun)』の実施 (2011年): 翻訳と解題」, 『教育制度研究紀要』, 9, pp.67-82
- 細尾萌子, 2014 「フランスの中等教育における基礎学力論争—知識かコンピテンシーか—」, 『近畿大学教育論集大』, 26(1), pp.17-46
- 吉澤恭子, 2015, 「日仏の音楽教育における文化多様性—小学校教育制度から特徴を探る: 『音楽教科書』と『芸術実践と芸術史』に焦点をあてて」, 『日仏教育学会年報』, 22, pp.44-53
- Kerlan Alain, 2013, *A la source éducative de l'art*, Staps, No.102, pp.17-30
- Kerlan Alain, Langar Samia, 2015, *Cet art qui éduque*, yapaka. be
- Lismonde Pascale, 2002, *Les arts à l'école-le plan Jack Lang et Catherine Tasca-*, Folio Gallimard
- Robert André, 2008, *Autour de mai 1968, la pédagogie en question. Le colloque d'Amiens*, Les Sciences de l'Éducation-Pour l'Ère nouvelle

【文部科学省資料】

- 諸外国の教育動向 (2007年度版~2016年度版) 文部科学省, 明石書店
- 「小学校・中学校の標準授業時数について」中央教育審議会資料初等中等教育分科会 資料3-3 平成27年7月16日

【フランス文化・通信省／フランス国民教育省】

- Historique: L'éducation artistique à travers ses grandes dates, culturecommunication.gouv.fr/Le site internet du ministère de la Culture
- Charte pour l'éducation artistique et culture, education.gouv.fr
- Parcours d'Education Artistique et Culturelle: eduscol.education.fr (国民教育省による教職員への情報提供と支援のサイト)
- Le Plan Lang/Tasca de développement des arts et de la culture à l'école « Conférence de presse du 14 décembre 2000 » (2000年12月14日ラングとタスカの記者会見資料)
- Un Plan à 5 ans 2000: 学校における芸術文化の推進のための「5カ年計画2000」(Loi: 法令)
- Loi n° 88-20 du 6 janvier 1988 relative aux enseignements artistiques
- Loi n° 2005-380 du 23-4-2005. JO du 24-4-2005 :La loi d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école
- Loi n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et programmation pour la refondation de l'école de la

République

(Décret : 政令)

- Décret 59-889 du 24 juillet 1959 (1959.La naissance d'une politique publique de la culture, Augustin Girard)

(Circulaire : 通達)

- Circulaire n° 2008-059 du 29-4-2008

- Circulaire du 10 mai 2017 : Ministère de la Culture et de la Communication

- Circulaire n° 2017-003 du 10-5-2017 : Ministère de l'Éducation nationale (education.gouv.fr)

- Circulaire n° 87-268 du septembre 1987

- Circulaire n° 98-153 du 22 juillet 1998

(Protocole : 協定書)

- Protocole d'accord du 25 avril 1983

(Arrêté : 省令)

- Aménagement de la semaine scolaire et répartition de l'horaire hebdomadaire dans les écoles élémentaires et maternelles: Arrêté du 7 août 1969

- Horaires applicables au cycle élémentaire des écoles primaires : Arrêté du 7 juillet 1978, www.formapex.com

- Horaires des écoles maternelles et élémentaire : Arrêté du 1er août 1990, www.formapex.com

- Horaires des écoles maternelles et élémentaire 2007 : Arrêté du 9 juin 2008 fixant les horaires des écoles maternelles et élémentaire, Legifrance.gouv.fr

- Horaires d'enseignement des écoles maternelles et élémentaires : Arrêté du 9-11-2015 - J.O. du 24-11-2015, education.gouv.fr

【その他】

林瑞絵 (2013) 危なかったフランスの「文化的例外」(上) - 死守した文化的アイデンティティ - webronza.asahi.com (朝日新聞ネット版 論考2013.7.11掲載)